

現職教育資料

はじめに	1
高等学校学習指導要領	
1 改訂の基本的なねらい	1
2 改訂の要点	1
盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領	
教育要領	
1 改訂の基本方針	3
2 改訂の要点	3
おわりに	4

新学習指導要領の実施に向けて(県立学校編)

はじめに

平成10年7月に教育課程審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」の答申が出され、この答申を踏まえ、平成11年3月に高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領が告示された。高等学校の学習指導要領は、平成15年度から学年進行により実施され、盲・聾・養護学校の学習指導要領は、小・中・高等学校に合わせて実施される。

県教育委員会においては、新しい教育課程の趣旨の徹底を図るため、平成11年度から新教育課程説明会を実施しているところである。本稿では、高等学校及び盲・聾・養護学校の新しい学習指導要領の主な改訂の要点を紹介することとした。

高等学校学習指導要領

1 改訂の基本的なねらい

高等学校学習指導要領は、平成14年度から実施される完全学校週5日制の下、[ゆとり]の中で生徒一人一人に[生きる力]を育成することを基本的なねらいとして、次の4つの方針に基づき改訂した。

- 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること
- 自ら学び、自ら考える力を育成すること
- ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること
- 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること

特に高等学校の教育課程においては、生徒の興味・関心、進路希望等に対応して、幅広い選択科目や学校設定科目の履修を通して、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりする仕組みを整え、それぞれの能力を十分伸ばすことのできる教育の展開を目指している。

2 改訂の要点

(1) 教育課程編成の一般方針の主な改正点

教育課程編成の原則

新しい教育課程が目指す基本的な考えとして、「各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」ことを示している。特に高等学校段階では、各教科・科目、特別活動及び「総合的な学習の時間」の全体を通じて、自らの意見や考えをもち、論理的に表現したり、相手の立場を尊重して議論したりする、思考力、判断力、表現力などの育成を重視している。

道徳教育

人間としての在り方生き方に関する教育を行うという基本的な考え方を継承し、公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて適切に行うこととしている。特に、「心の教育」の観点から、「豊かな心」をはぐくむことを道徳教育の目標として示し、道徳教育の一層の充実を目指す。

体育・健康に関する指導

体育と並んで「健康」の文言が加わり、体力の向上はもとより、心の健康、薬物乱用、生活習慣病の兆候等の健康に関する新たな現代的課題に適切に対応するなど心身の健康に関する指導をより充実することとした。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することを示している。

就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導

就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行い、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に努めることとしている。このような体験的な学習は、高等学校段階の生徒にとって、

自分と社会とのかかわりに対する理解と認識を深め、自己の在り方生き方を考える上でも極めて重要となっている。

(2) 改訂の要点

各教科・科目及び単位数等

ア 卒業までに履修させる単位数

完全学校週5日制の実施に伴い、卒業までに履修させる単位数は、総合的な学習の時間を含めて、現行の80単位以上から74単位以上へと縮減した。

イ 普通教育に関する各教科・科目

個性の伸長を図る一方、基礎・基本の確実な定着を図るため、教科・科目が再編された。情報社会に主体的に対応する能力・態度を育成するために教科「情報」が新設され、これにより普通教育に関する教科の数は、10教科となった。

ウ 専門教育に関する各教科・科目

情報化や少子高齢化に対応する観点から、職業に関する新教科として「情報」、「福祉」を新設した。

エ 学校設定科目・学校設定教科

学習指導要領で示す教科・科目以外の教科・科目については、従前は、その名称、目標、内容、単位数等を設置者が定めることとしていたが、今回の改訂では、各学校で定めることとし、その総称も「学校設定教科」「学校設定科目」に改めた。

高等学校教育の目標や水準の維持に十分配慮しつつ、特色ある学校づくりに向けて、有効に活用することが望まれる。

各教科・科目の履修等

ア 必履修教科・科目【別表】

現行の8教科に、「情報」及び「外国語」を加え、普通教科10教科のすべてに必履修科目が設けられた。

また、生徒が自己の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて多様な科目を選択履修できるよう、「保健体育」以外の9教科で2単位の科目を設けて、その2単位科目を含めた複数の科目の中から選べるようになった。このことにより、必履修教科・科目の最低合計単位数が現行の38単位(全日制普通科)、36単位(定時制・通信制普通科)、35単位(専門学科、総合学科)から31単位に縮減され、各学校が柔軟に教育課程を編成することができるようになった。

イ 専門学科における各教科・科目の履修

専門教育に関する各教科・科目の必履修単位数が、現行の30単位以上から25単位以上へと改められた。商業に関する学科では、従前、外国語の単位数を10単位まで上記単位数に含めることができたが、5単位までと改められた。

ウ 総合学科における各教科・科目の履修等

「産業社会と人間」を入学年次の原則履修科目とするとともに、「産業社会と人間」及び専門教育に

関する各教科・科目を合わせて25単位以上設けることとしている。

エ 総合的な学習の時間

今回創設された「総合的な学習の時間」は、よりよく問題を解決する資質・能力や、自己の在り方生き方を主体的・創造的に考える態度を育てるための学習活動の時間である。

具体的な学習活動については、各学校が創意工夫を生かして展開することが期待されるが、次の3つの学習活動を例示している。特に、イとウは、高校生という発達段階等を踏まえ示したものである。

- ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動
- イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動
- ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動

「総合的な学習の時間」は、教育課程上必置としている。授業時数については、卒業までに105～210単位時間を標準としている。

各教科・科目等の授業時数等

ア 週当たりの授業時数

全日制の課程における週当たりの標準授業時数は、完全学校週5日制の実施に伴い、現行の32単位時間から30単位に改められた。

イ 特別活動の授業時数

特別活動については、クラブ活動を廃止し、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成することになった。ホームルーム活動の授業時数は、年間35単位時間以上行うこととされている。

ウ 授業の1単位時間

授業の1単位時間については、各学校で創意工夫を生かした時間割が編成できるよう、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、各学校ごとに適切に定めることができることとなった。

盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領・教育要領

盲・聾・養護学校では、小・中・高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するための指導を行っている。

盲・聾・養護学校のカリキュラム

各教科	道徳	特別活動	自立活動	総合的な学習の時間
-----	----	------	------	-----------

障害に対応した特別な指導領域

新しい学習指導要領・教育要領は、幼稚園は平成12年度から、小・中学部は平成14年度から全面实施

【別表】 高等学校の普通教科・科目及び標準単位数

従前				改訂				
教科	科目	標準単位数	履修すべき生徒に占むる割合	教科	科目	標準単位数	履修すべき生徒に占むる割合	
国語	国語表現	2		国語	国語表現Ⅰ	2	}	
	国語	4			国語	国語総合		2
	現代文	4			現代文	現代文		4
	古典	2			古典	古典		4
	読書	2			読書	読書		2
地理	世界史	2	}	地理	世界史	2	}	
	日本史	2			日本史	日本史		2
	地理	2			地理	地理		2
	現代社会	2			現代社会	現代社会		2
	倫理・経済	2			倫理・経済	倫理・経済		2
公民	現代社会	2	}	公民	現代社会	2	}	
	倫理	2			倫理	倫理		2
	政治	2			政治	政治		2
	経済	2			経済	経済		2
	総合	2			総合	総合		2
数学	数学Ⅰ	4	}	数学	数学Ⅰ	2	}	
	数学Ⅱ	3			数学Ⅱ	3		
	数学Ⅲ	3			数学Ⅲ	3		
	数学Ⅳ	2			数学Ⅳ	2		
	数学Ⅴ	2			数学Ⅴ	2		
理科	総合理科	4	}	理科	総合理科	2	}	
	物理	2			物理	物理		2
	化学	2			化学	化学		2
	生物	2			生物	生物		2
	地学	2			地学	地学		2
	基礎	2			基礎	基礎		2
	総合	2			総合	総合		2
	物理	2			物理	物理		2
	化学	2			化学	化学		2
	生物	2			生物	生物		2
保健体育	保健体育	7-8	(全普9)	保健体育	保健体育	7-8	(全普9)	
	健康	2			健康	2		
芸術	音楽	2	}	芸術	音楽	2	}	
	美術	2			美術	2		
	書道	2			書道	2		
	芸術	2			芸術	2		
	音楽	2			音楽	2		
	美術	2			美術	2		
	書道	2			書道	2		
	芸術	2			芸術	2		
	音楽	2			音楽	2		
	美術	2			美術	2		
外国語	外国語Ⅰ	2	}	外国語	外国語Ⅰ	2	}	
	外国語Ⅱ	2			外国語Ⅱ	2		
	英語	4			英語	4		
	英語	4			英語	4		
	英語	4			英語	4		
家庭生活	家庭生活	4	}	家庭生活	家庭生活	4	}	
	基礎技術	4			基礎技術	4		
情報	情報	4	}	情報	情報	4	}	
	基礎技術	4			基礎技術	4		

9教科62科目

10教科59科目

本表に掲げる以外の教科・科目を設けることができる。
特別活動の週当たりの授業時数
ホームルーム活動 2単位時間以上
及びクラブ活動 (ホームルーム活動については1単位時間以上)

ホームルーム活動 1単位時間以上
総合的な学習の時間
卒業までに105ないしは210単位時間を配当。
これに付与できる単位数3ないし6単位

(注: } はそれらの科目のうち、1科目が必修であることを示す。)

される。高等部は平成15年度から学年進行で実施される。

1 改訂の基本方針

盲・聾・養護学校の教育課程の基準は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の改訂のねらいに基づくとともに、次の基本方針により改訂された。

障害の重度・重複化や社会の変化等を踏まえ一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を一層充実すること。

- ・ 障害の重度・重複化への対応
- ・ 早期からの適切な対応
- ・ 職業的な自立の推進 など

2 改訂の要点

(1) 障害の重度・重複化へ対応するために

「養護・訓練」から「自立活動」へ

ア 障害に基づく種々の困難を改善・克服するための指導領域である「養護・訓練」を、自立を目指した主体的な活動を一層推進する観点から目標を見直し、名称を「自立活動」に改めた。
イ 近年の障害の重度・重複化に対応するため、コミュニケーションや運動・動作の基本的技能に関する指導が充実されるよう、内容を整理した。

ウ 自立活動の授業時数は、障害の状態に応じて適切に定めるよう改めた。

Q1 自立活動の「自立」とは職業的自立の「自立」と同じ意味か？

A ここていう「自立」とは、個々の子どもが主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

自立活動の指導は、障害の種類や程度にとらわれずすべての子どもが様々な困難を主体的に改善・克服するために行われる。

個別の指導計画に基づく指導

ア 個々の子どもの障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、自立活動は「個別の指導計画」を作成し、それに基づいて指導することになった。

イ 重複障害のある子どもの指導においても「個別の指導計画」を作成することになった。

ウ 「個別の指導計画」では、長期的及び短期的な観点から指導の目標を明確にし、具体的な指導内容を設定する。

Q2 「個別の指導計画」とはどのようなことか？

A 自立活動の指導と重複障害のある子どもの指導において作成する。一人一人の子どもの障害の状態や発達段階に応じた指導の目標、指導内容を明確にし、個に応じた指導の充実や授業の改善を図る。

高等部における訪問教育

高等部でも訪問教育を実施できるよう規定を設けた。訪問教育では、授業時数を障害の状態に応じて適切に定めることができ、また、学習の成果に基づいて全課程の修了が認定される。

(2) 早期からの適切な対応のために

障害のある子どもの自立を進めるためには、早期から適切な教育的対応を行うことが大切である。

重複障害のある幼児の指導は、専門機関などとの連携に特に配慮する。

盲・聾・養護学校は、地域の障害児教育に関する相談のセンターとして、各学校の専門性や施設設備を生かし、相談などの教育的な支援をする。

Q3 「相談のセンター」とはどのようなことか？

A 盲・聾・養護学校はこれまでも障害のある子どもの教育についての相談や理解啓発に取り組んできた。

各学校は、医療、福祉等の専門機関との連携を図りながら地域の実態や家庭からの要請などに応じ障害のある乳幼児の発達支援や保護者に対する相談など、今後、ますます地域における障害児教育に関する相談のセンターとしての役割が期待されている。

(3) 自立を目指した職業教育の充実のために

盲学校では、調律、理療（あん摩、マッサージ指圧、はり、きゅう）理学療法等の専門性の向上を図るために、専門教科・科目の内容を改善し、科目構成を大綱化した。

聾学校では、印刷、理容・美容、クリーニング、歯科技工に関する専門性の向上を図るために、専門教科・科目の内容を改善し、科目を新設した。

知的障害養護学校の高等部に、専門教科「流通

・サービス」を新設するとともに、中学部でも産業現場などにおける実習ができるようにした。

また、選択教科として中学部には「外国語」を高等部には「外国語」と「情報」を新設し、高等部の教科の内容を充実した。

(4) 交流教育の充実のために

交流教育については、子どもたちの経験を広めて、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむことをねらいとして、その意義を明確にした。

幼稚園の教育要領、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領にも、盲・聾・養護学校との連携を図り、障害のある子どもとの交流の機会を設けることが明記された。

おわりに

今回の高等学校学習指導要領の改訂は、学校や生徒の選択の幅を拡大し、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、それぞれの能力を十分伸ばそうとするものであり、また、盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領の改訂は、障害のある子どもたちが、[生きる力]を育み、可能な限り自立や社会参加を促すものである。

各学校においては、改訂の趣旨を十分に踏まえ、児童生徒一人一人が充実した学校生活を送れるよう、特色ある教育活動を展開することが求められている。

ティータイム

行事と食

旧盆に実家に帰り、久しぶりに家族と食卓を囲んだ。我が家の盆の献立は、ちらしずし、精進あげ、そうめんとなる。これらは、決まった材料・作り方があり、祖母から母、自分へと受け継がれている。

日本では地域によって多少の差はあれ、行事とともに様々な料理が食卓に並べられてきた。正月のおせちや雑煮、七草粥、月見のけんちん、大晦日のそば等、古くは鎌倉時代の頃から地域や季節の食材を様々な行事に合わせて調理し、味わい、伝えられてきたものである。

残念なことに現代では、生活様式の変化により、これらの行事を家庭で行うことが少なく、行事とともに作られた料理も家庭の味として食卓に上ることが少なくなりつつある。

行事食は季節の節目を家族とともに祝い、人をもてなし、よりよい人間関係を作ってきた日本の食文化である。「孤食」という現象が問題となっている今、家庭でもう一度、行事やそれに伴う食のあり方を見直して行くべきなのかもしれない。